

# 報 告 書

令和 3 年 9 月  
宇治田原町議会  
重大事件等調査特別委員会

## 目次

はじめに

### 第 1 章 入札制度の現状と検証

1 電子入札	2P
2 入札参加事業者の選定	2P
3 予定価格の公表	3P
4 設計書の取り扱い	4P
5 入札制度の総括	5P

### 第 2 章 監視機能体制の強化

1 コンプライアンス(法令遵守)の徹底	6P
2 公益通報制度の整備	6P
3 外部通報制度の検討	7P
4 不正に断固として立ち向かう組織風土の形成	7P
5 その他(組織や体制、特命担当)	7P

おわりに 議会特別委員会の意見

### 《参考資料》

- ・重大事件等調査特別委員会設置についての決議
- ・官製談合事件の検証と再発防止を求める決議
- ・重大事件等調査特別委員会の開催状況
- ・重大事件等に係るアンケート調査結果

## はじめに

令和2年12月8日に本町の元理事が、平成29年5月19日実施の「町立保育所一時保育施設等建設工事」一般競争入札に係る官製談合防止法違反容疑で逮捕された。

この事態を重くとらえ、本町議会は同年12月9日に議会運営委員会を急遽開催し、「重大事件等調査特別委員会設置についての決議(案)」を審査し、その後全員協議会に諮った結果、全議員賛成で本会議に提出することと決定した。

特別委員会設置決議を可決後、重大事件等調査特別委員会(以下、特別委員会)を開催し、「官製談合事件の検証と再発防止を求める決議(案)」について審査を行い、本会議において同決議案を提出し、全会一致で可決した。

その後、元理事は同年12月19日に加重収賄罪の容疑で再逮捕された。

特別委員会は、官製談合事件の事実確認及び再発防止に向けた対応策の検討並びに住民の信頼回復に努めるため複数回開催し、再発防止に向けた討議を行った。さらに「入札制度の現状と検証について」、「監視機能体制の強化について」を目的とした2つの分科会を設置し、職員に対するアンケート実施等、分科会ごとに自由討議等により議論を重ねた。

2つの分科会でまとめた検証結果等を「まとめ小委員会」において調整し、特別委員会で最終的な議論を経て本報告書としてまとめた。

## 第 1 章 入札制度の現状と検証

### 1 電子入札

◎入札は原則電子入札とし、導入について早急に進めるべきである

#### 【現状】

設計金額が1,000万円以上の建設工事を一般競争入札の対象に、1,000万円未満の建設工事等を指名競争入札の対象としている。一般競争入札は電子入札としているが、指名競争入札は、舗装以外は紙入札となっている。町内の指名事業者の半数程度は電子入札の登録を済ませているが、金額の大きい工事の受注を希望しない事業者などは登録に消極的である。

○建設業協会は、電子入札の導入を町に対して要望されており、今年度、商工会が導入のための研修を実施予定。

#### 【主な意見】

・町内事業者の電子入札登録を推進されたい。

### 2 入札参加事業者の選定

◎入札参加事業者は増やすべきであり、そのためには指名競争入札の参加資格等の基準の見直しが必要である

◎町内事業者の育成に注力し、町内事業者の入札参加登録増加につなげられたい

#### 【現状】

一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請の手続きが面倒という理由や、申請に必要な書類を準備する際に手数料が必要なこと等から、町内土木事業者の登録が少ない。災害時等、即座に動いてもらえるということも加味し、町内事業者の育成が求められる。

○指名競争入札のメリットは、業務の内容により、町側が指名できること、再入札になっても即日決定できること、一般競争入札に比べ入札までに要する期間が短いこと。デメリットは、事業者がおおむね固定されてしまうことなどが挙げられる。

○電気工事等では町内事業者は3者であることから、町外から複数者呼んでくることになる。

○指名競争入札では、町内で5年間の事業実績が必要となっており、他の地域で実績があっても転入してきてすぐには参入することができない。

### 【対策後の現状】

入札参加事業者の選定について、今までは、年度当初に選考委員会を開催し、その年度に発注する土木一式や舗装など工種ごとに指名事業者を調整。発注ごとに担当者が、選定調書を指名選考委員に持ち回る形で決裁をしていた。対応策として、事務手続きを見直し選定調書の決裁持ち回りは原則行わず、毎週1回開催の指名選考委員会及び入札制度等検討委員会において、各入札案件の選定基準を協議することとした。

### 【主な意見】

- ・町内事業者が積極的に入札に参加し入札参加事業者が増えるよう、町は育成に注力されたい。
- ・指名競争入札の参加資格は、町内において5年の事業実績が必要となっているが5年は長い。年数要件について基準の見直しが必要である。
- ・1,000万円未満の入札も全て一般競争入札へ移行することが望ましいが、町内事業者育成のためにも指名競争入札も残すべきと考える。

## 3 予定価格の公表

- ◎官製談合防止の観点から工事費の予定価格は事前公表すべきであるが、入札価格の高止まり等が見られた場合の対応を整えること
- ◎全ての関係者がコンプライアンスを厳守するよう、意識改革の徹底を行うこと

### 【現状】

平成25年度より予定価格及び最低制限価格の事後公表を実施している。事前公表を行っている自治体もあるが、事業者間の談合の可能性や、価格の高止まりにつながるなどの懸念もあり、事後公表に変更している流れにある。

### 【主な意見】

- ・職員を守り、官製談合を二度と起こさないという姿勢を示すためにも、概ね「予定価格を事前公表すべき」との意見であった。
- ・事業者の積算能力の向上を妨げる懸念があるという意味で、予定価格を事前公表することにデメリットを感じるという意見もあった。
- ・事業者の積算能力は内訳書の提出を求めることにより把握することが可能である。予定価格の事前公表が事業者の積算能力の低下に繋がるわけではない。

- ・予定価格の事前公表は事業者間の談合の可能性や、入札価格の高止まりにつながる恐れもあるが、問題が見られるようなら見直すことも可能である。まずは事前公表を実施すべきである。
- ・入札価格の高止まりへの対応策(基準等)については、入札制度等検討委員会で総括して傾向を見るなど検証し、柔軟性を持って取り組む必要がある。
- ・全ての関係者がコンプライアンスを遵守すれば、問題は起こらない。事前公表への移行に際しては職員のみではなく事業者等の意識改革も必要である。
- ・コンプライアンス研修を実施し、守秘義務や官製談合防止法について、全職員が強く認識する必要がある。

#### 4 設計書の取り扱い

◎設計図書等の取り扱いの厳格化と、決裁回議の厳密化を図ること

##### 【現状(厳重化後)】

設計図書等を添付した「工事起工及び契約伺」を回議する。設計金額は予定価格設定の基礎となる金額であり、取り扱いについては、極めて慎重に行う必要がある。そのため「工事起工及び契約伺」の決裁回議は、決裁者(回議者)を最小限にとどめることとし、決裁者以外への課内回議等に付さないこと。また、設計金額が不特定多数の者の目に触れないよう、必ずフラットファイル等に綴じた状態で回議することとする。

○決裁関係者以外は絶対に見ないよう、設計書は鍵のかかるロッカーに入札終了まで各課単位で保管する。設計書決裁は、決裁者以外が目にしないうフラットファイルに綴じたうえ、セキュリティーバッグに入れて持ち回り、次の決裁者に手渡すことで管理責任を引き継ぐ。

○セキュリティーバッグに入れることで、『機密事項』ということが目視で分かる。

##### 【主な意見】

- ・取り組み等が適切に行われ機能しているか、チェック体制を確立する必要がある。

## 5 入札制度の総括

- ◎職員と事業者のコンプライアンスの徹底、意識改革を早急に取り組むこと
- ◎町独自のセキュリティーポリシーの作成や研修計画を確立すること
- ◎管理職をはじめ全ての職員へのコンプライアンス知識の習得、情報管理など、資質向上に向けた研修を継続して行うこと

## 第 2 章 監視機能体制の強化

### 1 コンプライアンス(法令遵守)の徹底

◎職員に対して講習会等で、法令遵守の徹底をはかる取り組みを推進すること

#### 【主な意見】

- ・業務における法令遵守に関しては、職員には奉職時に宣誓書を提出させているが、奉職時だけでなく、定期的に提出を求めるべきである。(地方公務員法第31条サービスの宣誓)
- ・職員は、事業者との間に適度な距離感を意識し業務を行うことが必要である。
- ・事業者対応についての不正防止(コンプライアンス)に関するルール・仕組み(マニュアル)の作成が必要である。
- ・全職員を対象とした定期的なコンプライアンス研修により、職員全員が共通認識を持つことが必要である。
- ・コンプライアンスについては、職員のみならず事業者への周知徹底も必要である。
- ・住民に対する信頼回復のためにも、コンプライアンス宣言(全職員がコンプライアンス意識を高め行動するため、職員倫理に関する住民への誓い)を行うことが大切である。

### 2 公益通報制度の整備

◎公益通報制度の趣旨を職員に理解させ、同時に上司や同僚に相談できる組織風土の醸成を図ること

#### 【主な意見】

- ・公益通報制度が、職員に周知されていないことから、制度の趣旨等、非常勤職員も含めた全職員への周知徹底に努めるべきである。
- ・通報者が不利益を被る懸念をいだかないよう、宇治田原町職員等の公益通報の処理等に関する要綱の規定のとおり、厳格な運用の仕組みを構築されたい。
- ・秘密保持及び個人情報保護の徹底により、通報に対する不安の払拭が必要である。
- ・弁護士による外部相談窓口の設置や、全職員に対する定期的なアンケートの実施が必要である。
- ・何事も上司や同僚に気軽に相談できる組織風土の醸成に努めるべきである。



### 3 外部通報制度の検討

◎入札等において住民・事業者からの外部通報制度を検討すること

#### 【主な意見】

- ・入札等に関する住民・事業者からの通報に対応する取り組みをさらに充実するべきである。
- ・入札等監視委員会を設置する必要がある。

### 4 不正に断固として立ち向かう組織風土の形成

◎職員全体の意識、コンプライアンスを厳守するまちづくりを推進すること

#### 【主な意見】

- ・コンプライアンスを徹底し、公益通報制度が十分機能するように、理事者・幹部職員を先頭に職員全体の意識改革を行う必要がある。
- ・組織運営を含めた研修等を定期的 to 実施し、職員の意識共有を図るべきである。

### 5 その他

#### 【組織や体制に関する意見】

- ・同一業務のエキスパートを育てていくことは重要であるが、その職員に任せておけば大丈夫という意識が町組織にあったのではないか。権限の一極集中を避けるために、ガバナンスの構築が必要である。
- ・専門部署の設置について検討を行うべきである。
  - 工事執行(現場)と分離した入札執行を専門に行う部署の設置
  - 建設工事入札に当たり、予定価格設定のための適正な設計積算ができる技術職員の雇用や組織体制の整備
  - 設計書を自前で作成・チェックできる専門職員の確保
- ・事業担当者は、業者や上司からの圧力、不調・不落への不安など、様々なストレスにさらされる。組織として、担当職員を守る視点が必要である。
- ・役場においてパワハラやいじめを感じ、職場の文化や人間関係に悩む職員もいる。今回のようなアンケートを通して、一人ひとりが自分の思いを打ち明ける機会は大切であり、そこで出た意見をもとに、職員全員の個性を活かせる風通しの良い職場づくりが必要である。

【特命担当に関する意見】

- ・特定の個人の能力(用地買収や工事についての知識の豊富さ、決断力、交渉力、調整力等)に依存し過ぎることは問題である。
- ・アンケートによると、誰も異論をはさめない雰囲気があったと感じている職員もいる。上司のワンマン体制になっていたのではないか、検証が必要である。
- ・特命担当については組織的に不明瞭であり、任命するのであれば、職務としての位置付けを明確にすべきである。

おわりに

## 議会特別委員会の意見

住民の行政に対する信頼を揺るがした本重大事件は、本件を含め過去においても複数の案件で、一部の町内事業者の間で継続的に談合が行われていたとする重大事件等調査委員会(第三者委員会)の報告にもあるように、元理事に用地買収や工事についての調整・交渉等の役割を長年にわたり依存していたことや、組織的に不明瞭な位置付けにもかかわらず、開発等の特命担当を命じていたことなどが、官製談合が継続的に行われていた原因であったと考える。

今般、本町元理事が逮捕・起訴された重大事件に関し、その後有罪判決が確定したことを踏まえ、職員を任命し管理監督する立場である特別職としての責任を重く受け止め、給料の一部を減額する自戒措置を提案されたことは評価するが、町内事業者から入札に対しての告発があったにもかかわらず、徹底した調査を実施できなかった組織上の問題、また公正取引委員会への通報を怠ったことなど、結果として事件になったことは、その時の判断が間違っていたと言わざるをえない。

二元代表制の一翼を担い、町政を監視する立場の宇治田原町議会としても事件の重大性を鑑み、町政の監視機能の強化と再発防止策の検討を行う特別委員会において、議会としての報告書をまとめるに至った。

町長に対し、この報告書を真摯に受け止め、今後このような不祥事が二度と繰り返されることのないよう、職員のコンプライアンス遵守、公益通報制度の周知、外部通報制度の検討、また入札制度の改革・監視機能の徹底など、万全の措置を講じることを求め、町政に対する住民の信頼を回復するために全力を尽くすことを強く望むものである。



## 重大事件等調査特別委員会設置についての決議

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 重大事件等調査特別委員会
- 2 目 的 職員の逮捕による重大事件の事実確認及び再発防止に向けた対応策の検討並びに住民の信頼回復に努めるため
- 3 委員定数 12人
- 4 調査期限 調査が終了するまで

### 理 由

本町職員の逮捕を受けて、町議会として事件の事実確認及び再発防止に向けた対応策の検討並びに住民の信頼回復に努めるため



## 決議第4号

### 官製談合事件の検証と再発防止を求める決議

本町発注の一時保育施設等建設工事の官製談合をめぐり、本町職員が逮捕された事件は、住民に大きな衝撃を与え、町政に対する信頼を著しく失墜させました。事件が与えた影響は計り知れず、これまで町政が築いてきた信頼を根本から崩す、宇治田原町政はじまって以来の不祥事と言えます。

二元代表制の一翼を担い、町政を監視する立場の宇治田原町議会としても、事件の重大性を鑑み町政の監視機能の強化に向けた特別委員会を設置し、議会として再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

一方、町長に対し、このたびの事件を深刻に受け止め、第三者委員会を設置する等、事件の背景や事実を徹底的に検証し、このような不祥事が二度と繰り返されることのないよう万全の措置を講じることを求めます。そして、町政に対する住民の信頼を回復するために全力を尽くすことを強く望むものであります。

以上、決議する。

令和2年12月9日

宇治田原町議会





## 重大事件等調査特別委員会の開催状況

○:委員会 □:分科会 △:小委員会

- 第1回 令和2年12月 9日(水)10:40~10:48
  - ・委員長、副委員長の選任について
  - ・官製談合事件の検証と再発防止を求める決議(案)について
  
- 第2回 令和2年12月17日(木)11:11~12:01
  - ・行政報告 職員逮捕に係る現在の対応状況について
  
- 第3回 令和2年12月21日(月)10:00~10:59
  - ・行政報告 職員の再逮捕について
  
- 第4回 令和3年 1月 7日(木)10:12~10:53
  - ・付託議案審査 宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについて
  - ・行政報告 職員の懲戒処分について  
入札に関する措置について
  
- 第5回 令和3年 3月10日(水)13:00~14:24
  - ・行政報告 第1回宇治田原町重大事件等調査委員会の概要について  
第1回公判の概要について
  
- 第6回 令和3年 5月13日(木)10:00~11:26
  - ・行政報告 町の調査結果と対応について  
第2回公判の概要について  
第2回宇治田原町重大事件等調査委員会(第三者委員会)の概要について  
分科会の設置について
  
- 第1分科会 令和3年 5月18日(火)10:00~11:48〔説明員:企画財政課長〕
  - 第1回
    - ・宇治田原町の入札制度について
    - ・入札制度の現状と検証について
  
- 第2分科会 令和3年 5月20日(木)10:00~11:58〔説明員:総務課長〕
  - 第1回
    - ・宇治田原町の内部通報制度について
    - ・監視機能体制の強化について
  
- 第1分科会 令和3年 6月 9日(水)10:45~12:32〔説明員:建設事業担当理事〕
  - 第2回
    - ・宇治田原町の入札制度について
    - ・入札制度の現状と検証について

□第2分科会 令和3年 6月11日(金)13:30~15:40

- 第2回 ・内部通報制度及びコンプライアンスについて  
・職員アンケートの実施について

□第1分科会 令和3年 6月24日(木)10:00~11:07

- 第3回 ・入札制度の現状と検証についてのまとめについて

○第7回 令和3年 7月12日(金)10:00~10:56

- ・行政報告 第3回宇治田原町重大事件等調査委員会(第三者委員会)の概要について  
分科会の報告について

□第2分科会 アンケート集計 ①令和3年7月 8日(木)

②令和3年7月13日(火)

③令和3年7月15日(木)

④令和3年7月20日(火)

⑤令和3年7月28日(水)

⑥令和3年7月30日(金)

□第2分科会 令和3年 8月 4日(水)10:00~11:21

- 第3回 ・職員アンケートの結果について  
・第2分科会のまとめについて

○第8回 令和3年 8月26日(木)10:00~12:52

- ・行政報告 第4回宇治田原町重大事件等調査委員会(第三者委員会)の概要(調査報告書)について  
宇治田原町入札不正再発防止策(素案)について  
・第1分科会の報告について  
・第2分科会の報告について  
・まとめ小委員会の設置について

△まとめ小委員会 令和3年 9月10日(金)11:04~12:14

- 第1回 ・重大事件等調査特別委員会の報告(案)のまとめについて

○第9回 令和3年 9月13日(月)10:57~11:46

- ・付託議案審査 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

△まとめ小委員会 令和3年 9月13日(月)14:00~16:55

- 第2回 ・重大事件等調査特別委員会の報告(案)のまとめについて

○第10回 令和3年 9月14日(火)13:30～14:19  
・重大事件等調査特別委員会の報告(案)について

第1分科会 調査項目:入札制度の現状と検証について  
分科員:宇佐美委員、山本委員、山内副委員長、藤本委員、榎木委員、谷口委員

第2分科会 調査項目:監視機能体制の強化について  
分科員:浅田委員長、原田委員、上野委員、馬場委員、森山委員、今西委員

まとめ小委員会 浅田委員長、山内副委員長、原田委員、山本委員、藤本委員、馬場委員

\*下線について:分科会については主査、小委員会については小委員長



# 重大事件等に係るアンケート調査結果について

重大事件等調査特別委員会 第2分科会

## 1. 目的

令和2年12月に起訴された元町職員による官製談合防止法違反・加重収賄について、議会においても町政を揺るがす重大事件として特別委員会を設置し、今回の事件の全貌と町民の信頼回復に向け、二度とこのような事件・事象が起こらないよう、日頃より住民福祉の向上を図っていただいている職員の名誉回復のため、町政の信頼回復のために、今後の入札制度の在り方や組織のコンプライアンスの向上、議会としての監視機能体制の強化等を図るための基礎資料とするために、重大事件等に係る職員の意識等について記述式によるアンケート調査を行ったものである。

## 2. 調査項目等

項目	内容
対象者	正職員（特別職、産休、育休、休職者を除く）
対象者数	119人
回収率	100%
調査方法	匿名アンケート調査・意識調査をメインとする記述式とした
調査期間	令和3年6月22日～7月2日

## 3. 調査内容

- 問1 今回の官製談合防止法違反・加重収賄について、どのように感じられましたか。
- 問2 今回の重大事件について、入札制度に問題があったと思いますか。
- 問3 今回の重大事件について、組織的や体制に問題があったと思いますか。
- 問4 今回の重大事件について、コンプライアンス（法令遵守）の向上を図るための取り組みが必要と考えていますか。
- 問5 あなたは、公益通報制度を知っていますか。
- 問6 今回の重大事件等のような事象を知った場合、公益通報制度に基づく、公益通報を行いますか。
- 問7 今回の重大事件等のような事象が起こらないよう、議会は監視強化の方策を考えるべきだと思いますか。
- 問8 あなたが再発防止のために、必要だと思っていることを記入してください。

## 4. 調査結果

調査項目	①の回答	②の回答	③の回答
問1	—	—	—
問2	あった 18件	なかった 34件	わからない 67件
問3	あった 43件	なかった 19件	わからない 57件
問4	必要 88件	不要 8件	わからない 23件
問5	知っている 68件	知らない 51件	—
問6	行う 19件	行わない 8件	わからない 92件
問7	思う 26件	思わない 30件	わからない 61件
問8	—	—	—

## 5. 記述のあった主な内容

別紙参照

問1 今回の官製談合防止法違反・加重収賄について、どのように感じられましたか。

記述回答数 104件

- ・元職員は以前より俗にいう黒い噂が役場内外でささやかれており、そのような職員を理事等に登用した人事には疑問を感じていた。任命責任が大いに問われると思う。
- ・実際元職員の業者とのつながりが強いのは、みんなが知っていること。それに頼りすぎていた宇治田原町にも問題があるのではないか。
- ・本町のように地元との繋がりや親戚縁者等のある地域性で、業者との接点の曖昧さが問題ではないかと思った。
- ・官製談合事件は、官公庁においてはいつ起きても不思議ではない。表に出てくるのか、来ないのかの違いであったのではないのでしょうか。
- ・事件発覚前に、元職員が公務員として自覚やコンプライアンス等について部下に説いてきたことは何だったのか。腹立たしい気持ちになりました。
- ・いくら光嶋氏が町に対して良いことをしていたとしても、業者から謝礼を貰うのは言語道断である。入札において不落を避けたいという気持ちは、入札に係わる職員なら誰もが思うところ。
- ・職務上発生した同様の事案に対して組織に守ってもらえるのかなど不安と不信を感じる。
- ・誰にも意見を言わさない職員を作ることが間違い。
- ・事件を起こした個人の問題が大きいにもかかわらず、町職員全体がこのような体質であるようなマスコミや議員の指摘に憤りを感じました。
- ・本町の多くの事業推進が当人の肩にかかっていたことは事実であったと思う。個人の責任だけで終わるものではない。
- ・業者との接し方などをみていると今回の事件に繋がる思いはあった。しかしながら、こうなることについては、十分理解されていたはずなのに疑問である。
- ・元理事には特命担当を命じたり、困難事案の対応を任せてきた事実もあり、法を犯した罪は重いが、これまでの功績を評価すべき部分も必要と思う。
- ・定期的な異動により循環が必要であると感じた。
- ・今は組織の現状、今後を全員が共有して考えないといけないのではないか。時代に逆行した強権的な統治（優越的な立場を背景とした言動・行動）を是認する組織の体質、事なかれ主義こそが問題の本質と感じている。

## 問2 入札制度に問題あったと思うか

### 1. (あった)

記述回答数 13件

- ・今回の重大事件に限らず、予定価格の根拠である積算書等の決裁が、その他通常の回議書と同様の扱いにあったことは、問題であったと思う。
- ・職員を守るためにも予定価格の公表をすべきであった。
- ・町内業者要件により入札参加業者が少な過ぎるため、談合を容易にし、適正な競争を阻害している。町内業者の育成・発展は町行政の推進に不可欠であるが、町内業者要件は災害や地域維持工事などに限定すべき。
- ・入札制度については、建設事業等を所管する長であれば予定価格を知りえることは可能であり、それを漏洩するかどうかは、個人の問題である。

### 2. (なかった)

記述回答数 27件

- ・入札制度に問題があるとは思わない。
- ・制度ではなく、個人のコンプライアンス（意識）の問題である。
- ・今回の件では落札率等を見ても不自然さがないため、談合があったかは気づけない。
- ・設計価格が漏洩したことが問題であり、入札制度の問題ではないから。
- ・制度をいくら改革しても、職員の手で設計、決裁をする限り解決できない。
- ・制度に原因を求めるのであれば、予定価格の公表をするしかない。

### 3. (わからない)

記述回答数 22件

- ・入札業務を経験したことがないため。
- ・入札情報にかかわらず、守秘義務が守られていない職員は多いと思う。
- ・入札制度については詳しくわからないが、入札に係る事項は重大秘密であるということは上司より指導されており、主事級で関われる範囲として、知りえる限りは個人的には問題があるとは思わなかった。
- ・本町の入札制度について、しっかり学んでこなかった。

### 問3 組織や体制に問題があったと思いますか？

#### 1. (あった)

記述回答数 37件

- ・職員の力量に任せてきた経過がある。
- ・何も異論をはさめない雰囲気があった。
- ・役場では豊富な経験や知識があつて頼れる職員が少ないことに影響している。
- ・元理事の知識の豊富さ・決断力・折衝・調整等などの能力に長けていたことにより、職員の多くが頼ってしまう、リーダー的存在になり過ぎた組織体制に若干の問題があったように感じる。誰も意見できる人間がいなかった。(多数の意見有り)
- ・上司のワンマン体制になっていたのではないか。間違いなどがあつたときに、すぐに周りが指摘できないことがあつたのではないか。
- ・トップは言いなりであり、これが諸悪の根源であると思う。心配なことは、トップが黙認するような幹部職員から尋ねられたら、ノーとは言えず、情報を与えてしまうのではないかということである。
- ・建築工事の入札を行うにあたり、予定価格設定のため適正な設計積算が必要になりますが、それを自前でできる技術職員や組織体制が整っていないことは事実。又、設計委託業者の選定にも公平性の指摘(入札執行)があり、工事入札の前に設計業者を選定するための予定価格設計計算のスキルがなく、業者決定が遅れ、これが入札の不落や事務遂行の時間的制約を生んだ要因の一つであつたと思います。
- ・特命担当として、担当エリア外にも影響を及ぼせる職責を与えたため。一職員では「どの部門の特命か」がわからないまま、前理事より聞かれたら回答してしまう恐れがある。
- ・(今回の件では元理事がどうやって金額を知りえたか不明) もし、工事などに精通している部長級に「幾らでできそうか」と聞かれたら、特に何も疑問に思わず、金額を話しても不思議ではないと思う。元理事は、用地や工事についての知識は右に出るものがない土壌があつた。それは事業部長でないときにも用地の交渉などに携わっていたことも、影響していると考えられる。

#### 2. (なかった)

記述回答数 15件

- ・入札と工事発注(現場)を分離できる専門部署の設置や、設計書を外注せず自前で作成・チェックできる専門職員を確保できることが理想ではあるが、本町規模では現実的に不可能であり、こうした状況下では組織等に問題があつたと思えない。
- ・個人の問題が大きい。入札制度同様、仮にどのような見直しを行ったとしても、今回の事件のように建設事業を所管している長であれば、予定価格を知りえることは可能であり、それを漏洩するかどうかは、まさに個人の問題。(多数の意見有り)
- ・光嶋理事に同情するわけではありませんが、組織として、理事の持っている能力を利用していた部分は否定できないと思います。

#### 3. (わからない)

記述回答数 27件

- ・組織としてのチェック機能が働いていたかどうかは問われるところですが、事業量が人的(頭数)体制とバランスが取れているか疑問。どこか特定の個人にしわ寄せが起こり、心的に焦り、過度の負担を生むことがあるように感じる。
- ・問題がないとは思わないが、予算や期限が限られる中、フレキシブルに対応してくれる業者に落としてほしいという気持ちは判らないでもない。
- ・今回の事件は親類関係も絡んでいると報道があつたため、一概に組織のみの体制の問題ではないと思われるため。



## 問4 コンプライアンスの向上を図るための取り組みが必要と考えているか。

### 1. (必要である)

記述回答数 76件

- ・我々職員が再度襟を正すために、コンプライアンス研修などの取り組みは必要であると思われる。
- ・法令順守は当たり前では？取り組み内容が具体的に示されていない。取り組みに時間外勤務を強いられる状況になるのであれば不要。
- ・理事者の労務管理が足りなかつただけとを感じる。多くの職員は、取り組んでいると思う。
- ・入札制度について上司より指導されたのは、記憶では1度のみ。入札受付・開封事務を行う際、入札会場に入る前に、「入札価格を漏らすと法令違反になるので気を付けること」とのことだった。入札に関わる業務であるかないかに関わらず、職員研修を行うべき。
- ・元部長・理事の立場にあった職員は、法令遵守以前のモラルの問題であると思います。
- ・研修など定期的を開催すべきだと思う。(その他多数あり)
- ・コンプライアンス(法令遵守)については、意識しないと忘れがちになるため。
- ・意識付けという意味で必要かと思うが、時間を取るような取り組みにより、業務や余暇へ色々と影響があつてはいけないと思います。
- ・どこまでのことを業者に話してもいいのかなどわからないので、業者対応についての研修や簡単なマニュアルがあればいいと考える。
- ・今回、幹部職員であろうものが、基本的な法令遵守を守れずこのような事件を犯したことから、常にコンプライアンスの向上を図る取り組みが必要。
- ・いまいち理解していない職員も多いと思うため。
- ・服務宣誓のみをもって個人に責任を背負わせるのではなく、事件の風化を防ぎ、組織として定期的に反省する機会を持つことは必要なことと考える。
- ・新人職員に様々な研修が行われますが、お茶の淹れ方よりもそういうことのほうが大事だと思います。

### 2. (必要でない)

記述回答数 5件

- ・法令遵守の向上は常日頃から意識すべきものであり、今回の件を取り上げて改めて行うものではないと考えるため。
- ・個人のモラルの問題であり、職員に大きな負担になるような取り組みは、するべきではないと考えます。

### 3. (わからない)

記述回答数 7件

- ・コンプライアンスの向上に努めても、今後二度と起こらないとは限らないです。
- ・必要だと思うが、最終的には個人の意識の問題なので、なんともいえない。

## 問6 公益通報を行うか。

### 1. (行う)

記述回答数 15件

- ・私利私欲の場合は躊躇せず通報するが、本町の事業がスムーズに進む場合は躊躇する時間があると思う。
- ・そのような事態になれば通報しようと思う一方で、「そんなことで」などと取り下げを求めたり、通報により不利益な扱いを受けるのではないかという不安を抱く人は多い。
- ・確たる証拠がある場合には、通報するのが当たり前のことだと思う。
- ・公益通報者の保護についての理解を一層深めなければならないと思う。
- ・同様の事象が今後起こった場合、色々な対応により普段の業務以上の業務を強いられる課がある。組織として上司・部下の関係で通報を躊躇する可能性もあるが、行うと思う。

### 2. (行わない)

記述回答数 7件

- ・上司と相談しにくい環境であれば公益通報は有用だが、組織対応の補完措置に過ぎない。
- ・まきこまれるのが嫌だから。
- ・通報者の個人情報が出れないかが心配。(その他多数あり)
- ・公益通報を行っても、町組織が機能するとは思えない。

### 3. (わからない)

記述回答数 45件

- ・通報を行う勇気がないため。
- ・不利益な扱いを受けないか不安がある。
- ・制度を知らないため。
- ・制度の活用は最終手段と考え、関係部署、関係職員に相談・報告を行う。
- ・制度があることは知っているが、実際の運用に精通していないため。
- ・通報者の秘匿情報が関係者に共有されると考えると一定の不安はある。
- ・制度を熟知していない中で行うことに抵抗がある。
- ・本町の組織風土の問題から通報者が不利益な扱いを受けないことを信ずるに足らず、余程の覚悟がないとほとんどの職員が躊躇することになると思う。
- ・一部の上層部にもみられる悪しき慣行「誰が言ってんねんや」といった、風土があるため、ためらう可能性を現時点では否定できないため。
- ・「誰が言った」という情報が洩れることのほうが心配で、行いたくても行えない職員はいると思います。
- ・通報した場合に通報者は保護されるとのことだが、解雇されたり不当な扱いをされることはないと思うが、居づらくなりそうなので、自信をもって、行うとは思わない
- ・通報を行うものにとって、通報をしやすい、しなければならない職場環境が大事であると思います。

問7 今回の重大事件等の事象が起こらないよう、議会は監視強化のために何らかの方策を考えるべきだと思いますか。

1. (思う)

記述回答数 37件

- ・定期的に匿名で調査があれば報告しやすいのでは。
- ・議員自ら入札制度について、もっと勉強すべきであると同時に、職員研修実施のチェックなどが必要であると思う。
- ・再発防止のため。
- ・何らかの方策があれば、それが抑止力になると思われるため。
- ・行政側だけの監視・チェック体制のみならず、議会側からも何らかの方策が今回は必要ではないかと考えます。

2. (思わない)

記述回答数 29件

- ・これまでからも1,000万円以上の建設工事の契約状況については、議会に報告を行っており、入札前に議会へ情報を提供することは当然ながらコンプライアンス違反になります。これまでと同様の報告といった選択肢しかないように考えます。
- ・現在の役場では、職員の人数に対して仕事量が多すぎると思います。監視強化により、制度が煩雑化すると、更なる長時間労働を強いられる可能性があります。
- ・本質は町職員の自覚や資質、内部組織の問題であり、議会が監視強化できるとは考えにくく、本人に自覚がなかったらどうしても不正は行われるであろう。定期的な特別委員会の開催は牽制の意味や監視の観点から重要なことではないかと思う。
- ・議会が監視するよりも、職員の中で委員会を設置し意思を固め、たとえ理事(管理職)であっても、日頃の素行を見て意見を言い、入札業務から外す権限を持たせ運営する方がいいのではないかと思う。

3. (わからない)

記述回答数 25件

- ・すでに議会は行政のチェック機能を有し、チェックされているのではないかと思う。
- ・行政への監視強化よりも「町内業者の保護、育成」の観点から優遇措置を取り続けた結果、技術力の向上が図られず、業者数が減り、楽をして設計額を盗み取ろうとするなど、談合を産みやすい土壌を作った経過がある。
- ・議会は住民の皆さまの代表であり、町職員は公僕であることは重々承知しているが、町組織や職員のスキルを高くする方策を考えていただけるとありがたい。
- ・監視強化のための制度や仕組みを導入すると、そのための資料作成など事務作業が生じ、煩雑化し、そのことが他の事業の遅れにつながる。現状の中での工夫が必要かと思う。

問 8 その他、あなたが再発防止のために、必要だと思っていることを記入してください。

記述回答数 78件

- ・最低制限価格については事前公表すると、最低制限価格で入札する業者が多数出て「あてもの」になってしまうので、従来通り事後公表にするかランダム係数を導入する等する必要がある。
- ・町全体で古い体質、しがらみが強く残っており、間違っていることでも力のあるものが押し通してしまう。職員だけの問題ではない。町全体が変われるか、変わる気があるかが問題。力のある者が正しい判断ができ、それを発言し、多数を導いてくれたらと思うが、希望が持てないのが現状。
- ・一部の知識のある職員に事務が偏っていることに原因がある。入札のことに限らず、上の者が、下の者に丁寧に仕事を教えて育てていくという土壌がない。入ったばかりの職員にも過年度の簿冊を参考に事務をさせ、できなければ叱責するような風潮では、いつまでたっても人材は育成できないし、事務の改善も見込めない。
- ・入札専門部局による入札実施。
- ・適材適所という表現をよく用いられますが、何を基準においた適材適所なのか、検証が必要と思います。
- ・入札業務に不慣れであったり、知識が不足している者が入札の基本となる設計書を作成すると不落等の結果になりやすいのではと感じる。適正な価格設定をするうえでも設計を担当する部署の設置や、設計業者への委託などが必要かと思う。
- ・この事件は、光嶋理事に個人的な恨みがある方が通報したと考えております。今回のような匿名のアンケート調査で、一人ひとりが自分の思いを正直に打ち明けられる機会が必要な気がします。そこで得た意見を基に、役場が職員全員の個性を活かせる風通しの良い職場に変われば良いなあと思います。
- ・既に決裁書類の厳重な取り扱いや厳正な内部協議による入札参加者数の増など各種取り組みを進めているが、これまでに比して事務量が膨大になってしまった。多様化する行政需要に対して何を重要視するかによるが、一定の組織充実は必須であるとともにコンプライアンス向上のためさらなる各種研修や周知が重要と考える。
- ・①研修による職員のコンプライアンス意識の向上、②入札参加業者数の増加や電子入札の推進など入札制度の変更・改革、③不正防止に係るルールやチェック機関の創出など仕組みづくり、④これらを推進するための組織体制の強化。
- ・地元業者が地元業者育成を主張するあまり町外業者の参入を阻んだことも、今回のような重大事件を招く、町と町内業者との「もちつ、もたれつ」といった関係性を築いてしまったと考えている。町外業者の入札への参入を積極的に行うなかで、公平・公正な入札制の構築に努めるべきと考えます。
- ・職員と住民の間に適度な距離感を意識した業務を行うこと。幹部級を中心に距離の近いと思われる付き合いが見受けられる。間違った住民目線の業務は正していくほうが良いと思う。
- ・設計書の作り方を知らない職員が積算業務を行うことも多く、担当課以外の職員から情報を得なければいけないこともあるため、積算業務を担う職員の育成や体制整備が必要と思う。
- ・事業担当者には、業者からの圧力、上司からの圧力、不調・不落への不安など、様々な誘惑やストレスにさらされる。個人の倫理だけに委ねるのではなく、組織として担当職員を守る視点が必要。
- ・光嶋さんが「町にこれぐらい貢献しているが褒められることがない」と話していたことが印象に残る。監視やガバナンス強化も重要な一方で、職員を顕彰する仕組みの必要性を感じる。地味な仕事で縁の下を支えた者であったり、批判を恐れず新規事業や業務改善した者など重大事件の監視と対で、人を感じる前向きかつ、範を示すような先進的な取組等を検討・提案いただくことに期待している。

- ・入札不調となった場合は事業進捗が遅れるため（事業の年度内執行を目指すため）職員が感じるプレッシャーは大きい。基本的に職員は事業を適正に執行しようと努力しており、職務怠慢により不調になっているのではない。設計や工期等が適切であっても業者サイドの事情により不調となることはあり得る。不調の原因について検証は必要だが、過度なプレッシャーを与えないような配慮、不調により事業進捗が遅れた際の対応策を町としてバックアップする（担当者や担当課のみに負担をさせない）ことは必要である。